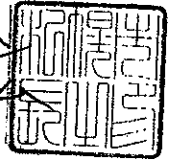


札幌市宿泊税条例施行規則を次のように制定する。

令和7年8月29日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第52号

札幌市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市宿泊税条例（令和6年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他の当該宿泊者以外の者が当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払う金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室及び居室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税の額に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定)

第4条 市長は、条例第8条第1項ただし書の規定による指定を受けようとする者から申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税特別徴収義務者指定（却下）通知書（様式1）によりその旨を当該申請をした者に

通知するものとする。

(特別徴収義務者の申告)

第5条 条例第9条第1項の申告は、宿泊税経営申告書(様式2)により行うものとする。

(申告納入)

第6条 条例第12条第1項又は第2項の規定による納入申告書の提出は宿泊税納入申告書(様式3)により、これらの規定による納入は宿泊税納入書(様式4)により、それぞれ行うものとする。

2 前項の提出及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

3 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次項の申請をした日の属する月(以下「申請月」という。)の前月において納入すべき宿泊税の金額の合計額及び申請月の前12か月間(以下「要件適用期間」という。)において納入すべき宿泊税の金額の合計額がいずれも240万円以下であること。

(2) 条例第12条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(3) 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(4) 要件適用期間において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。

(5) 申請月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始していること。

(6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

4 市長は、条例第12条第2項の承認を受けようとする者から申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入申告書の提出期限・納入期限特例適用者承認(不承認)通知書(様式5)によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

5 市長は、条例第12条第3項の規定による承認の取消しをしたときは、宿泊税納入申告書の提出期限・納入期限特例承認取消通知書（様式6）によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第7条 条例第13条第1項の申請は、宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除を受けようとする理由を記載した申請書及びその理由を証明する書類を提出して行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、宿泊税徴収不能額等の還付・納入義務免除決定（却下）通知書（様式7）により行うものとする。

（関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第8条 条例第16条の規定による関係帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存については、次項に定めるものを除き、北海道宿泊税条例施行規則（令和7年北海道規則第63号。以下「道規則」という。）の規定の例による。

2 条例第16条第3項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第9条 条例第17条の規定による関係帳簿書類に係る電子計算機出力マイクロフィルムによる備付け及び保存については、道規則の規定の例による。

（賦課徴収の方法の特例）

第10条 条例第20条第1項の場合における宿泊税及び道宿泊税の賦課徴収については、法第17条の2第2項から第5項まで、第41条第3項及び第42条第2項の規定の例による。

（賦課徴収）

第11条 宿泊税の賦課徴収については、法令、条例、札幌市税条例（昭和25年条例第44号）又はこの規則に定めるもののほか、札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の定めるところによる。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、税務・契約管理担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条第 3 項から第 5 項まで及び附則第 3 項の規定 令和 8 年 7 月 1 日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 条例附則第 3 項の規定により条例の施行前において行う特別徴収義務者の指定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

(経過措置)

- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「前 1 2 か月間（以下「要件適用期間」という。）」とあるのは「前 3 か月間」と、「2 4 0 万円」とあるのは「6 0 万円」と、同項第 3 号中「要件適用期間」とあるのは「令和 8 年 4 月 1 日から申請月の前月の末日までの間」と、同項第 4 号中「要件適用期間」とあるのは「申請月の前 1 2 か月間」とする。

様式 1

第 号
年 (年) 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称)

様

札幌市長



宿泊税特別徴収義務者指定 (却下) 通知書

札幌市宿泊税条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり、あなたを宿泊税の特別徴収義務者 (徴収の便宜を有する者) として指定 (却下) しましたので通知します。

なお、指定通知書を受け取った日から 10 日以内に宿泊税経営申告書を提出してください。

特別徴収に係る 宿泊施設	所在地	
	名 称	
	種 別	
指定 (却下) 理由		

備考

- 1 却下通知の場合は、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

受 付 印		宿 泊 税 経 営 申 告 書				
申 請 者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)					
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
	住 所 又 は 所 在 地					
	担 当 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電話 - -)				
札幌市宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり宿泊施設の経営について申告 します。						
宿 泊 施 設	所 在 地	電話 - -				
	フリガナ 名 又 は 届 出 番 号					
	概 要	床面積 m ²		客室数 室	収容人員 名	
	経営開始(予定)年月日					
	住宅宿泊事業 における管理業者	住 所	電話 - -			
(注1)		氏名又は名称				
営 業 宿 泊 施 設 等 の 許 可	住所又は所在地	電話 - -				
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
	種 別	☐ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業				
	旅館業における 許 可 等 番 号					
	許可等名義人との関係(注2)					
共 同 事 業 者	共同事業者の有無	有 ・ 無				
	住所又は所在地	電話 - -				
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
の 申 送 告 付 書 先 類 (注3)	住所又は所在地	電話 - -				
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
※	処 理 年 月 日	宿 泊 税 指 定 番 号		※	備考	
処理 事項	年 月 日					

注1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。

2 許可等名義人と経営者が異なる場合は、経営に関する委託契約書など、異なる事実を証する書類を添付してください。

3 札幌市から送付する宿泊税に関する書類は、原則、申請者に送付します。ただし、「申告書類の送付先」欄に記載がある場合は、「納入申告書及び納入書」については、「申告書類の送付先」に送付します。

4 ※印の欄は、記入する必要はありません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

注1 捺印の欄は、記入する必要はありません。

2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月ごとに記載された書類を添付してください。

3 税率及び税額欄には、市税と道税の合算額を記載してください。

4 申告期限後に申告納入した場合、延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

注1 捺印の欄は、記入する必要はありません。

2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月ごとに記載された書類を添付してください。

3 税率及び税額欄には、市税と道税の合算額を記載してください。

4 申告期限後に申告納入した場合、延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4

北海道市 札幌市 市町村コード		宿 泊 税 書 領 収 証 書	
①	②	③	④
口 座 番 号		加 入 者 名	
年度		申告期間 年 月 分 ⑤ ⑥ ⑦ (から ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ 月分まで)	
宿泊税指定番号		宿泊税指定番号	
納 入 金 額		納 入 金 額	
税 額	延滞金	加算金	合計額
⑪	⑫	⑬	⑭
申告区分		申告区分	
法定納期限	指定納期限	法定納期限	指定納期限
(納入者)		(納入者)	
住所又は所在地 〒 ()		住所又は所在地 〒 ()	
氏名又は名称		氏名又は名称	
上記のとおり領収しました。 右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。 ※この領収証は5年間保存してください。		上記のとおり納入します。	
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
(納入者保管)		(金庫・鍵又は郵便局保管)	

北海道市 札幌市 市町村コード		宿 泊 税 書 納 入 税 書	
①	②	③	④
口 座 番 号		加 入 者 名	
年度		申告期間 年 月 分 ⑤ ⑥ ⑦ (から ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ 月分まで)	
宿泊税指定番号		宿泊税指定番号	
納 入 金 額		納 入 金 額	
税 額	延滞金	加算金	合計額
⑪	⑫	⑬	⑭
申告区分		申告区分	
法定納期限	指定納期限	法定納期限	指定納期限
(納入者)		(納入者)	
住所又は所在地 〒 ()		住所又は所在地 〒 ()	
氏名又は名称		氏名又は名称	
上記のとおり納入します。		上記のとおり通知します。	
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
(金庫・鍵又は郵便局保管)		(札幌市主管理保管)	

北海道市 札幌市 市町村コード		宿 泊 税 書 納 入 通 知 書	
①	②	③	④
口 座 番 号		加 入 者 名	
年度		申告期間 年 月 分 ⑤ ⑥ ⑦ (から ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ 月分まで)	
宿泊税指定番号		宿泊税指定番号	
納 入 金 額		納 入 金 額	
税 額	延滞金	加算金	合計額
⑪	⑫	⑬	⑭
申告区分		申告区分	
法定納期限	指定納期限	法定納期限	指定納期限
(納入者)		(納入者)	
住所又は所在地 〒 ()		住所又は所在地 〒 ()	
氏名又は名称		氏名又は名称	
取りまとめ店		取りまとめ店	
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
(札幌市主管理保管)		(札幌市主管理保管)	

様式 5

第 号
年 (年) 月 日

特別徴収義務者

住所 (所在地)

氏名 (名称) 様

札幌市長



宿泊税納入申告書の提出期限・納入期限特例適用者承認 (不承認) 通知書

札幌市宿泊税条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり承認 (不承認) の決定をしたので通知します。

承認 (不承認) に係る宿泊施設	所在地	
	名称	
	宿泊税 指定番号	
適用年月日		年 月 日
備考		
不承認理由		

備考

- 1 不承認の場合は、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

第 号
年 (年) 月 日

特別徴収義務者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

様

札幌市長



宿泊税納入申告書の提出期限・納入期限特例承認取消通知書

札幌市宿泊税条例第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり承認を取り消したので通知します。

承認取消し に係る宿泊施設	所在地	
	名称	
	宿泊税 指定番号	
適用年月日		年 月 日
備考		
取消理由		

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

宿泊税徴収不能額等の還付・納入義務免除決定（却下）通知書

特別徴収義務者	住所 (所在地)	第 号	
氏名 (名称)	宿泊税指定番号	年 (年) 月 日	
		札幌市長 印	

札幌市宿泊税条例第13条第3項の規定により、次の決定について通知します。
なお、還付額を滞納分に充当し、又は委託納付する場合は、別途通知します。

申請年月日	年	月	日	適用年月日	年	月	日
決定区分	還付・納入義務の免除・却下						
区分	申請内容			還付又は納入義務免除の決定額			
	宿泊数 (泊)	税率 (円)	税額 (円)	宿泊数 (泊)	税率 (円)	税額 (円)	
宿泊料金 (1人1泊)	2万円未満						
	2万円以上 5万円未満						
	5万円以上						
課税対象外			税額			還付額 (免除額)	円
決定 (却下) 理由							

備考

- 却下通知の場合は、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。